

証券コード 1757  
平成27年6月11日

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目5番28号  
クレアホールディングス株式会社  
代表取締役社長 黒田 高史

### 第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
霞が関ビル35階 東海大学校友会館「富士の間」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第51期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第51期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 第三者割当による第23回新株予約権の募集発行に関する件
  - 第3号議案 取締役4名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.crea-hd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、景気の緩やかな回復基調を継続しており、各種政策の効果による経済の好循環が期待されております。

建設業におきましては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動による住宅の建設は下げ止まりの兆しが見られ底堅く推移しております。

こうした情勢下において、売上高は、829,249千円と前連結会計年度と比べ634,035千円の増加(324.8%)、営業損失は、188,896千円と前連結会計年度と比べ63,836千円の改善、経常損失は、188,234千円と前連結会計年度と比べ111,415千円の改善、当期純損失は、173,467千円と前連結会計年度と比べ119,627千円の改善となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### I 建設事業

当セグメントにおきましては、売上高は826,486千円となり、前連結会計年度と比較して632,327千円の増加(325.7%)、セグメント損失(営業損失)は3,779千円となり、前連結会計年度と比較して18,879千円の改善(前連結会計年度において当該事業のセグメント損失(営業損失)は22,659千円であります。)となりました。

尚、当該業績に至った主な要因は以下のとおりであります。

##### イ. リフォーム・メンテナンス工事

リフォーム・メンテナンス工事におきましては、売上高は38,441千円となり、前連結会計年度と比較して2,300千円の増加(6.4%)、セグメント損失(営業損失)は2,772千円となり、前連結会計年度と比較して9,573千円の改善となりました。

当該業績に至った主な要因は、戸建て住宅のリフォーム・メンテナンス工事の完成工事高は前連結会計年度と比較して18.4%増加しましたが、業務提携業者からの紹介報酬が△51.0%減少したことなどによるものであります。

##### ロ. 給排水管設備工事

給排水管設備工事におきましては、売上高は97,902千円となり、前連結会計年度と比較して59,551千円の減少(△37.8%)、セグメント利益(営業利益)は2,828千円となり、前連結会計年度と比較して5,364千円の減益(△65.5%)となりました。

当該業績に至った主な要因は、給排水管設備工事におきましては、工事規模の大きい更生工事の完成工事高が前連結会計年度と比較して△63.0%減少、設備工事の完成工事高につきましても△42.6%減少となっておりますが、販売費及び一般管理費が△26.9%減少したことなどによるものであります。

##### ハ. 太陽光事業

太陽光事業におきましては、売上高は690,142千円となり、前連結会計年度と比較して689,578千円の増加(前連結会計年度において当該事業の売上高は563千円であります。)、セグメント損失(営業損失)は3,835千円となり、前連結会計年度と比較して14,671千円の改善(前連結会計年度において当該事業のセグメント損失(営業損失)は18,506千円であります。)となりました。

尚、当該業績に至った主な要因は、以下のとおりであります。

a. 太陽光発電施設建設事業

施設建設の3案件22区画について、施設建設・引き渡しを完了したため482,510千円の売上高を計上することとなりました。

b. 太陽光関連機器販売事業

太陽光発電施設建設事業の推進に伴い拡大しているネットワークを活用し、太陽光発電モジュール等の太陽光関連機器の販売拡大に取り組み、事業者向けに太陽光発電モジュールを販売できたことから、当連結会計年度において207,632千円の売上高を計上することとなりました。

II 不動産事業

当セグメントにおきましては、売上高はありませんでした（前連結会計年度において当該事業の売上高はありませんでした。）。セグメント損失（営業損失）は1,721千円と前連結会計年度と比較して1,566千円の悪化（前連結会計年度において当該事業のセグメント損失（営業損失）は155千円であります。）となりました。

当該業績に至った主な要因は、不動産事業におきましては、短期売買が可能であり、かつ優良と判断される物件に絞った転売利益を目的とした事業展開を図っていますが、当連結会計年度においては該当する物件を調達・販売出来なかったため及び太陽光事業を推進させるために必要な土地の調査などに営業力を投下したためであります。

III 投資事業

当セグメントにおきましては、売上高は2,927千円となり、前連結会計年度と比較して1,182千円の増加（67.8%）、セグメント利益（営業利益）は1,799千円となり、前連結会計年度と比較して1,513千円の増益（530.5%）となりました。

当該業績に至った主な要因は、投資事業におきましては、法人向け有担保貸付のみを行っており貸付利息を売上高に計上しておりますが、前連結会計年度と比較して当連結会計年度においては貸出額が71.9%増加しているためであります。

以上のような状況を受けまして当連結会計年度における配当につきましては、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

・事業別売上高

事業区分	第50期 (平成26年3月期)		第51期 (平成27年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
建設事業	194百万円	99.1%	826百万円	99.6%	632百万円	325.7%
不動産事業	—	0.0	—	0.0	—	0.0
投資事業	1	0.9	2	0.4	1	67.8
合計	195	100.0	829	100.0	633	323.4

② 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

なお、前連結会計年度において行った太陽光事業の設備投資の総額145,200千円のうち、142,450千円につきましては、保有目的の変更により当連結会計年度において仕掛販売用太陽光設備に振替えております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (平成24年3月期)	第 49 期 (平成25年3月期)	第 50 期 (平成26年3月期)	第 51 期 (平成27年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	298	199	195	829
経 常 損 失(百万円)	364	329	299	188
当期純利益又は 当期純損失(百万円) (△)	△342	33	△293	△173
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	△0.21	2.04	△10.44	△4.68
総 資 産(百万円)	1,211	795	1,438	1,215
純 資 産(百万円)	499	532	1,233	1,062
1株当たり純資産額 (円)	0.30	31.96	33.30	28.61

(注)当社は、平成24年6月28日の第48回定時株主総会の決議により、平成24年7月17日をもって当社の発行済普通株式を100株につき1株の割合で併合しております。なお、過年度に当該株式併合が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は以下のとおりです。

区 分	第 48 期 (平成24年3月期)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△20.89
1株当たり純資産額 (円)	29.95

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
クリアホーム株式会社	57百万円	100.0%	注文住宅の受注・監理・施工及びリフォーム工事
クリアスタイル株式会社	370	100.0	住宅のリフォーム・メンテナンス工事、太陽光事業
株式会社サニーダ	242	100.0	給排水管設備の衛生診断、設備工事、更生工事
クリア株式会社	250	100.0	不動産の売買・あっ旋・仲介及び管理、貸金、投資及びコンサルティング、太陽光事業
MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社	30	100.0	投資及びコンサルティング
クリアファシリティマネジメント株式会社	30	100.0	投資用不動産の売買、不動産の維持・管理・賃貸借業務代行、不動産運用の企画・立案

(注)クリアファシリティマネジメント株式会社の株式は、クリア株式会社を通じての間接所有となっております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価格(千円)
クリアスタイル株式会社	東京都港区赤坂八丁目5番28号	640,000
クリア株式会社	東京都港区赤坂八丁目5番28号	420,800

(注)当事業年度末日における当社の総資産額は、1,449,326千円であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度におきましても188,896千円の営業損失を計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローにつきましてもマイナスの状況が継続しております。これら継続する営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスの状況を改善すべく、当社グループは、営業力の強化、社会的信頼の回復に取り組んでおりますが、当連結会計年度においてはこれらマイナスの状況を改善するまでには至ることができませんでした。

従いまして、当該状況が改善されない限り、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

連結計算書類提出会社である当社は、当該状況を解消、改善すべく、以下のとおり対応してまいります。

当社グループは、当社グループ全体で建設事業としての環境ビジネスを推進し、太陽光事業及び関連する不動産事業では、「自宅、自社での発電利用を目的とした10kW未満の発電規模を有する一般家庭・事業者向け」、「モジュールを設置し、電力会社等に電力を販売することを目的とした50kW以上の発電規模を有する小規模発電施設事業者向け」を推進するために他社との業務関係を築き、提携を積極的に行い、かつ事業規模の拡大に取り組む、太陽光発電事業の安定供給化を図ります。

当社グループは、太陽光発電事業を推進していくことが他セグメントへのシナジー効果、企業価値の増大に最終的には寄与するものと判断していますが、リフォーム・メンテナンス事業においては、当社グループの顧客総数を生かした巡回営業、他社との業務提携を生かしたアフターサービス展開を図り、給排水管工事事業においても、定期的に排水管診断、衛生診断等を行う診断収入の安定化を図り、大規模工事や一時的な小規模工事についても過去の工事実績を生かした営業展開を図っていくことで、財務体質の脆弱性の解消を目指します。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業区分	事業内容
建設事業	住宅のリフォーム・メンテナンス工事、給排水管設備工事、太陽光事業
不動産事業	不動産の売買、あっ旋、仲介及び管理
投資事業	貸金、投資及び投資コンサルティング

(6) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

当 社	本社：東京都港区
クレアホーム株式会社	本社：東京都港区
クレアスタイル株式会社	本社：東京都港区
株式会社サニーダ	本社：東京都新宿区
クレア株式会社	本社：東京都港区
MILLENNIUM INVESTMENT 株 式 会 社	本社：東京都港区
クレアファッションリテイ マネジメント株式会社	本社：東京都港区

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設事業	6名	1名増
不動産事業	0	－
投資事業	0	－
全社（共通）	7	－
合 計	13	1名増

- (注) 1. 全社（共通）に記載された人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。
2. 建設事業の人員が前連結会計年度末と比較して1名増加しているのは、営業職の採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	－	39.7歳	3.3年

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 65,538,636株
- ② 発行済株式の総数 37,062,356株
- ③ 株主数 12,369名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ジ ャ イ ロ 投 資 事 業 組 合	3,776千株	10.19%
田 谷 廣 明	1,534	4.14
中 村 義 巳	1,205	3.25
竹 内 健 一	1,000	2.70
洪 原 利 子	900	2.43
栄 洋 輔	825	2.23
梁 川 昇 権	734	1.98
白 川 謙 治	400	1.08
佐 戸 康 高	400	1.08
奥 迫 尚 子	327	0.88

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式(7,921株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成26年8月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
35,550個
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
3,555,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり50円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり5,600円（1株当たり56円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
  - ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成26年11月20日から平成31年8月24日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権者は、平成27年3月期第2四半期、平成27年3月期第3四半期及び平成27年3月期の決算短信に記載される当社連結損益計算書（以下、「当社連結損益計算書」といい、連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における平成27年3月期累計売上高が6億円以上達成の場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
  - ②(a) 上記①の行使の条件を達成した場合において、権利行使期間中に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも112円を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使価額で1年以内に行使しなければならないものとする。

(b) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも28円を下回った場合、上記①の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

③本新株予約権発行時において当社及び子会社の取締役、従業員であった新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	35,550個	3,555,000株	3名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成26年8月8日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

1,510個

・新株予約権の目的となる株式の数

151,000株（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の払込金額

1個当たり50円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり5,600円（1株当たり56円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

平成26年11月20日から平成31年8月24日まで

・新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、平成27年3月期第2四半期、平成27年3月期第3四半期及び平成27年3月期の決算短信に記載される当社連結損益計算書（以下、「当社連結損益計算書」といい、連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における平成27年3月期累計売上高が6億円以上達成の場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

②(a) 上記①の行使の条件を達成した場合において、権利行使期間中に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも112円を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使価額で1年以内に行使しなければならないものとする。

(b) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも28円を下回った場合、上記①の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

③本新株予約権発行時において当社及び子会社の取締役、従業員であった新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社使用人	1,510個	151,000株	5名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成25年6月27日開催の第49回定時株主総会の決議に基づき取締役会に委任されたストックオプションの内容

・新株予約権の数

8,000個を上限とする。

・新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき普通株式100株とする。

・新株予約権の払込金額

無償で発行する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値(終値のない日を除く)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)、又は発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、払込価額の全額を資本金に組入れる。

・新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から3年間

・新株予約権の行使の条件

①1個の新株予約権につき一部行使はできない。

②対象者は、従業員又は取締役の地位を失った後も2年間かつ行使期間内において、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退職(退任)又は解雇(解任)により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。

③その他の行使条件については、当社取締役会決議により定める。

・新株予約権の交付状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	黒 田 高 史	
取 締 役	松 井 浩 文	クレア(株)代表取締役 クレアファシリテイマネジメント(株)代表取締役 (株)クリップアウトバーンス代表取締役
取 締 役	岩 崎 智 彦	
取 締 役	海 東 時 男	海東時男税理士事務所主宰 登亭本社(株)監査役
常 勤 監 査 役	川 端 英 文	川端税務会計事務所所長 レモン(株)監査役
監 査 役	笹 本 秀 文	税理士法人笹本税務会計社代表社員
監 査 役	杉 浦 亮 次	杉浦亮次税理士事務所所長 (株)医療福祉経営研究所代表取締役 AIRINTER(株)代表取締役

- (注) 1. 取締役海東時男氏は、社外取締役であります。
2. 取締役海東時男氏は、税理士の資格を有し、海東時男税理士事務所を主宰しており、財務及び会計に関する専門的な知識を有しており、経営の監視を遂行するには適任であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役川端英文、笹本秀文の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役川端英文氏は、税理士の資格を有し、川端税務会計事務所の所長を現任しており、財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。
5. 監査役笹本秀文氏は、税理士の資格を有し、税理士法人笹本税務会計社の代表社員を現任しており、財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。
6. 監査役杉浦亮次氏は、税理士の資格を有し、杉浦亮次税理士事務所の所長を現任しており、財務及び会計に関する専門的な知識を有しております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	28百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5百万円 (3百万円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (3名)	33百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成10年6月26日第34回定時株主総会において月額12百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成4年6月29日第28回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役海東時男氏は、海東時男税理士事務所の主宰であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川端英文氏は、川端税務会計事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役笹本秀文氏は、税理士法人笹本税務会計社の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 海 東 時 男	取締役海東時男氏は、当事業年度に開催された取締役会22回のうち21回に出席し、必要に応じ、会計財務及び税務に関する高い見識に基づき、健全なる経営と成長のために独立性を踏まえた中立な立場から適切に必要な発言を行っております。
監査役 川 端 英 文	監査役川端英文氏は、当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席、監査役会18回の全てに出席し、独立性を踏まえた中立な立場から、取締役会の審議・報告内容について経営監視機能を果たすため質問、必要な発言を適宜行い、かつ、監査役会におきましても審議、報告内容について実効性の高い監査実現のため、積極的に質問・意見表明を行っております。
監査役 笹 本 秀 文	監査役笹本秀文氏は、当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席、監査役会18回の全てに出席し、独立性を踏まえた中立な立場から、取締役会の審議・報告内容について経営監視機能を果たすため質問、必要な発言を適宜行い、かつ、監査役会におきましても審議、報告内容について実効性の高い監査実現のため、積極的に質問・意見表明を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東京中央監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、不再任につきましては、会計監査人の職務の遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案して、取締役会及び監査役会において検討いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東京中央監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(注) なお、当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改定する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月中旬に開催される予定の取締役会の決議により、内容を当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて改定する予定であり、改定後の体制は東京証券取引所及び当社のウェブサイトにおいて開示させていただきます。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、コンプライアンスを経営の基本方針としており、企業行動の適正化を維持促進させるために「コンプライアンス規定」を制定し、下記のコンプライアンス体制を整備しています。
  - ・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し全役員「コンプライアンス規定」に定める社会行動基準に則った行動と透明性のある内部通報体制を創設し、その浸透を行っています。
  - ・必要に応じて役員に対して研修会を実施し、企業倫理の意識を高めています。
  - ・定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。
  - ・「取締役会規定」等、各会議体の規定・規則に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保しています。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文章、その他貴重な情報について法令及び社内規程に基づき適正な保管及び管理を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社はリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を行っています。また、リスク情報を集約し、職務執行への活用を行っており、緊急事態が生じた場合の危機管理対応を整備しています。また社内的には、監査役監査・内部監査を通じて客観的視点を踏まえた分析・指摘を受けられる体制を常に整えるとともに、それを取締役会や経営委員会に諮ることで迅速に対応できるよう努めております。なお、不測の事態に際しては代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を速やかに立ち上げ、企業全体として適切な対応と早期解決が図れるよう心がけております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、「取締役会規定」に基づき、取締役の職務執行権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を整備しています。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項については審議、議決及び取締役の職務執行状況の監査等を行っています。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を高めるために、経営会議を原則週1回開催し、経営機能の効率化を行っています。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、コンプライアンスを経営の基本方針としており、企業行動の適正化を維持促進させるために「コンプライアンス規定」を制定し、下記のコンプライアンス体制を整備しています。

- ・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し全役員「コンプライアンス規定」に定める社会行動基準に則った行動と透明性のある内部通報体制を創設し、その浸透を行っています。
  - ・必要に応じて社員に対して研修会を実施し、企業倫理の意識を高めています。
  - ・定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認しています。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、グループ会社を含めたコンプライアンス体制とリスク管理体制を整備し、内部通報体制を設置し、その浸透を行っています。また、当社の内部監査と同等の業務監査を子会社にも実施しています。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社は、現在監査役職務を補助する使用人はいませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配備を行います。また、当該使用人の任務・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 当社は、監査役が定期的に取り締りまたは使用人から職務執行について報告を受けることができる体制を整備し、監査が実効的に行われることを確保するために内部監査室、経営本部、管理本部（財務部、管理部）等の関連部署が監査役職務を補助しています。
- ⑨ その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保しています。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社及び当社グループは、「企業行動指針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制となっています。

#### (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,180,891	流動負債	99,125
現金及び預金	328,598	支払手形・工事未払金等	18,893
完成工事未収入金	23,782	未払金	33,489
未成工事支出金	3,273	未払法人税等	6,126
営業貸付金	40,000	その他	40,615
商品及び製品	0	固定負債	54,121
仕掛販売用太陽光設備	260,300	退職給付に係る負債	1,287
前渡金	521,691	完成工事補償引当金	30,744
未収入金	429	その他	22,090
その他	15,647	負債合計	153,247
貸倒引当金	△12,832	純資産の部	
固定資産	34,485	株主資本	1,060,276
有形固定資産	3,488	資本金	7,970,630
建物及び構築物	2,644	資本剰余金	670,393
機械及び装置	0	利益剰余金	△7,575,214
車両運搬具	0	自己株式	△5,532
工具、器具及び備品	844	新株予約権	1,853
無形固定資産	0	純資産合計	1,062,129
その他	0	負債純資産合計	1,215,376
投資その他の資産	30,996		
投資有価証券	0		
長期貸付金	2,026		
破産更生債権等	2,051,916		
差入保証金	8,434		
船舶その他	19,047		
その他	2,837		
貸倒引当金	△2,053,265		
資産合計	1,215,376		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		829,249
売 上 原 価		784,307
売 上 総 利 益		44,941
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		233,837
営 業 損 失		188,896
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 賃 貸 料	810	
貸 付 金 利 息	53	
雑 収 入	422	
そ の 他	45	1,334
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16	
株 式 交 付 費	239	
雑 損 失	416	672
経 常 損 失		188,234
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	10,785	
瑕 疵 担 保 損 失 引 当 金 戻 入 額	7,000	17,785
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		170,448
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,018	3,018
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		173,467
当 期 純 損 失		173,467

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	7,970,630	670,393	△7,401,747	△5,476	1,233,799
当連結会計年度変動額					
当 期 純 損 失			△173,467		△173,467
自 己 株 式 の 取 得				△55	△55
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	△173,467	△55	△173,522
当連結会計年度末残高	7,970,630	670,393	△7,575,214	△5,532	1,060,276

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当連結会計年度期首残高	-	1,233,799
当連結会計年度変動額		
当 期 純 損 失		△173,467
自 己 株 式 の 取 得		△55
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,853	1,853
当連結会計年度変動額合計	1,853	△171,669
当連結会計年度末残高	1,853	1,062,129

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度におきましても188,896千円の営業損失を計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローにつきましてもマイナスの状況が継続しております。これら継続する営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスの状況を改善すべく、当社グループは、営業力の強化、社会的信頼の回復に取り組んでおりますが、当連結会計年度においてはこれらマイナスの状況を改善するまでには至ることができませんでした。

従いまして、当該状況が改善されない限り、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達に困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

連結計算書類提出会社である当社は、当該状況を解消、改善すべく、以下のとおり対応してまいります。

当社グループは、当社グループ全体で建設事業としての環境ビジネスを推進し、太陽光事業及び関連する不動産事業では、「自宅、自社での発電利用を目的とした10kW未満の発電規模を有する一般家庭・事業者向け」、「モジュールを設置し、電力会社等に電力を販売することを目的とした50kW以上の発電規模を有する小規模発電施設事業者向け」を推進するために他社との業務関係を築き、提携を積極的に行い、かつ事業規模の拡大に取組み、太陽光発電事業の安定供給化を図ります。

当社グループは、太陽光発電事業を推進していくことが他セグメントへのシナジー効果、企業価値の増大に最終的には寄与するものと判断していますが、リフォーム・メンテナンス事業においては、当社グループの顧客総数を生かした巡回営業、他社との業務提携を生かしたアフターサービス展開を図り、給排水管工事事業においても、定期的に排水管診断、衛生診断等を行う診断収入の安定化を図り、大規模工事や一時的な小規模工事についても過去の工事実績を生かした営業展開を図っていくことで、財務体質の脆弱性の解消を目指します。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

## 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	6社
・主要な連結子会社の名称	クリアホーム株式会社 クリアスタイル株式会社 株式会社サニーダ クリア株式会社 MILLENNIUM INVESTMENT株式会社 クリアファシリティマネジメント株式会社

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### (5) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

##### ロ. たな卸資産

・商品及び製品	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
販売用不動産	
未成工事支出金	
仕掛販売用太陽光設備	

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～10年
工具、器具及び備品	4年～8年
機械及び装置	3年～8年
車両運搬具	3年～6年

##### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
--------------	----------------------------------

ハ、リース資産

該当事項はありません。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵補償に備えるため、過去の実績を基礎に発生見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ、完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

・その他の工事

工事完成基準

ロ、消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ハ、連結納税制度の適用

当社グループでは連結納税制度を適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

建物及び構築物	16,202千円
機械及び装置	6,789千円
車両運搬具	2,616千円
工具、器具及び備品	16,821千円
計	42,429千円



#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	37,062,356株	一株	一株	37,062,356株

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,876株	1,045株	一株	7,921株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

##### (3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての第22回新株予約権(注)	普通株式	—	3,706,000	—	3,706,000	1,853
合計	—	—	3,706,000	—	3,706,000	1,853

(注) 第22回新株予約権の当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、継続して営業キャッシュ・フローがマイナスとなっているため、事業を継続するために必要な資金調達を事業計画・資金計画に基づいた新株予約権の行使及び第三者割当による株式の発行によって行ってまいりました。また一方では、建設事業の受注高減少に伴う利益の補填を行うために、運転資金の一部を法人向け貸付金に投下し、一時的な運用を行っております。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である完成工事未収入金、営業貸付金、未収入金、長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。支払手形・工事未払金等、未払金、未払法人税等は、概ね1年以内の支払期日であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について事業部が主要な取引先の財務状況を適宜モニタリングし、財務部との連携による取引先ごとの残高管理・回収可能性について検討を行い、回収懸念の早期把握・軽減措置を講じております。なお、連結子会社においても同様の管理を行っております。

###### ロ. その他のリスクの管理

当社グループでは外部有識者との連携体制を構築・運用、及び経営会議での検討により金融商品に係るリスクを早期把握、顕在化が予定されるリスクについて個別に検討を行うなど、リスクを低減するための措置を講じる体制を構築・運営しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (注1)	時 価 (注1)	差 額
(1) 現金及び預金	328,598千円	328,598千円	－千円
(2) 完成工事未収入金	23,782千円	23,782千円	－千円
(3) 営業貸付金	40,000千円	40,000千円	－千円
(4) 未収入金	429千円	429千円	－千円
貸倒引当金※	△832千円	△832千円	－千円
	63,380千円	63,380千円	－千円
(5) 長期貸付金	2,026千円	2,026千円	－千円
貸倒引当金※	△12千円	△12千円	－千円
	2,014千円	2,014千円	－千円
資 産 計	393,993千円	393,993千円	－千円
(1) 支払手形・工事未払金等	18,893千円	18,893千円	－千円
(2) 未払金	33,489千円	33,489千円	－千円
(3) 未払法人税等	6,126千円	6,126千円	－千円
負 債 計	58,510千円	58,510千円	－千円

※完成工事未収入金、営業貸付金及び未収入金、長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらの時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 完成工事未収入金、(3) 営業貸付金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

これらは貸付先からの返済状況及び信用状況に問題がないため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形・工事未払金等、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	328,598千円	－千円	－千円	－千円
完成工事未収入金	23,782千円	－千円	－千円	－千円
営業貸付金	40,000千円	－千円	－千円	－千円
未収入金	429千円	－千円	－千円	－千円
長期貸付金	313千円	1,335千円	377千円	－千円

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 28円61銭  
(2) 1株当たり当期純損失 4円68銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第三者割当による第23回新株予約権の募集発行に関する件

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、当社グループの事業再構築に向けた資金の調達を目的として、第三者割当の方法による第23回新株予約権の発行に係る募集を行うことについて決議しております。

・募集の概要

(1)	割当日	平成27年6月29日
(2)	新株予約権の総数	568,500個 (1個当たりの目的株式数100株)
(3)	発行価格	総額41,955,300円 (新株予約権1個当たり73.8円)
(4)	当該発行による潜在株式数	56,850,000株
(5)	資金調達の額	2,372,805,300円 (内訳) 新株予約権発行分 41,955,300円 新株予約権行使分 2,330,850,000円
(6)	行使価格	41円
(7)	募集方法	第三者割当
(8)	割当予定先	EVO FUND
(9)	割当個数	568,500個
(10)	行使期間	平成27年6月29日から平成29年6月28日
(11)	資金使途	(注)
(12)	その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、及び平成27年6月26日開催予定の当社定時株主総会において承認されることを条件とします

(注) 新規事業を構築するための、オートモービル関連事業会社「有限会社ロンドベルコーポレーション」及び債権回収会社「栄光債権回収株式会社」の発行済株式総数の100.0%に当たる株式を取得し、子会社化するための資金であります。

(2) 有限会社 Rondel Corporation 及び栄光債権回収株式会社の株式取得 (子会社化) の基本合意書締結に関する件

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、有限会社 Rondel Corporation 及び栄光債権回収株式会社の発行済株式総数の100.0%に当たる株式を取得し、子会社化するための基本合意書を締結することを決議しております。なお、平成27年6月26日開催予定の当社定時株主総会で「第三者割当による第23回新株予約権の募集発行」に関する承認を前提としております。

①有限会社 Rondel Corporation

現在、ハイブリッド車が世界規模で普及しており、従来の車と比べハイブリッド車のエンジンにかかる負荷が増大していることから、エンジンオイルに対する評価が見直されている中、エンジンオイルメーカーとして、国内大手カー用品販売店との商流を既に構築している Rondel を当社の子会社とし、当社資金を背景とすることで、国内における販売規模の拡大とともに、海外展開についても、当社グループがこれまでの不動産や太陽光事業で培った韓国・中国企業等とのネットワークや経験を活用し、海外展開の促進や販売規模の拡大を促進していきたいと考えております。

また、Rondel において資金、人材力不足のため、国内ネットワークがあるものの取り組みなかった、エンジンオイル以外のオートモビル関連商品の販売事業につきましても、当社子会社化によって構築してまいります。

・取得する子会社の概要

(1)名称	有限会社 Rondel Corporation			
(2)所在地	愛知県一宮市木曾川町黒田字野畔79番地の1			
(3)代表者の役職・氏名	取締役 茂 貴恒			
(4)事業内容	オートモビル関連商品の開発・製造・販売			
(5)資本金	300万円			
(6)設立年月日	平成14年10月			
(7)大株主および特株比率 (平成27年5月26日現在)	茂 貴恒 100.00%			
(8)上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
(9)当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態				
	決算期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
純資産		△24百万円	△39百万円	△60百万円
総資産		73百万円	73百万円	50百万円
1株当り純資産		△405,705円	△648,653円	△1,007,318円
売上高		23百万円	58百万円	22百万円
営業利益		1百万円	△1百万円	△9百万円
経常利益		△12百万円	△14百万円	△21百万円
当期純利益		△12百万円	△15百万円	△22百万円
1株当り当期純利益		△194,803円	△242,948円	△358,666円
1株当り配当金		—円	—円	—円

・株式取得の相手先の概要

(1)氏名	茂 貴恒
(2)住所	愛知県一宮市
(3)上場会社と当該個人の関係	該当事項はありません。

・取得株式数、取得価額および取得前後の所有株式の状況

(1)異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (所有割合：0.0%)
(2)取得株式数	60株 (議決権の数：60個) (所有割合：100.0%)
(3)取得価額	諸費用を含め約455百万円を予定
(4)異動後の所有株式数	60株 (議決権の数：60個) (所有割合：100.0%)

・日程

(1)取締役会決議	平成27年5月26日
(2)基本合意書締結	平成27年5月26日
(3)株式譲渡契約締結	平成27年8月～9月(予定)
(4)株式譲渡日	平成27年8月～9月(予定)

②栄光債権回収株式会社

サービサー（債権回収会社）は、バブル経済の崩壊以降、不良債権の効率的な処理が求められたことから、弁護士法の特例として法整備され、特定金融債権の管理や回収を行うことができる会社です。現在でも、債権の流動化や事業・企業再生に寄与しており、日本経済の金融システムの一環としての地位を確立しております。

「債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）」は、サービサー（債権回収会社）が取り扱える金銭債権を限定列挙しているため、債権仕入の競争による購入価格が高止まりしていますが、回収見込みに見合った債権の買取価格を設定しています。一方で、中小企業などの経営状況が上向き、中小企業の返済余力が増してきていることなど、回収面に明るい傾向が見られている中、栄光債権回収を当社の子会社とし、当社資金を背景とすることで、回転率の進捗に連動した新規の買取債権の取得に弾力的な体制を構築し、取引金融機関数を増やすことなどにより将来の仕入れ増加にも備えたいと考えております。

今後の展望として、サービサー法の改正が自民党の政権公約どおりに実施されることによりサービサーが取り扱える金銭債権の種類が増え業務範囲が拡大すれば、サービサー市場の拡大につながる可能性を見込んでいます。当社では、既存の不動産・投資事業や投資案件としての太陽光事業での取り組みの経験を活かしながら、不動産担保付債権や延滞ローンの回収など、担保不動産の価値を最適化し、状況によっては担保不動産を取得再生し、市場ニーズをもとにバリューアップし販売する手法も検討しています。

・取得する子会社の概要

(1)名称	栄光債権回収株式会社			
(2)所在地	神奈川県横浜市西区浜松町2番5号			
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 片岡 剛			
(4)事業内容	サービサー法に基づく債権管理回収業			
(5)資本金	5億円			
(6)設立年月日	平成12年1月			
(7)大株主および特株比率 (平成27年5月26日現在)	片岡 剛 100.00%			
(8)上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
(9)当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態				
	決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
純資産		△256百万円	△256百万円	△245百万円
総資産		221百万円	289百万円	223百万円
1株当り純資産		△12,839円	△12,829円	△12,257円
売上高		220百万円	192百万円	658百万円
営業利益		△1百万円	4百万円	6百万円
経常利益		31百万円	0百万円	11百万円
当期純利益		26百万円	3百万円	11百万円
1株当り当期純利益		1,316円	164円	571円
1株当り配当金		—円	—円	—円

・株式取得の相手先の概要

(1)氏名	片岡 剛
(2)住所	東京都世田谷区
(3)上場会社と当該個人の関係	該当事項はありません。

・取得株式数、取得価額および取得前後の所有株式の状況

(1)異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (所有割合：0.0%)
(2)取得株式数	20,000株 (議決権の数：20,000個) (所有割合：100.0%)
(3)取得価額	諸費用を含め約605百万円を予定
(4)異動後の所有株式数	20,000株 (議決権の数：20,000個) (所有割合：100.0%)

・日程

(1)取締役会決議	平成27年5月26日
(2)基本合意書締結	平成27年5月26日
(3)株式譲渡契約締結	平成27年8月～9月(予定)
(4)株式譲渡日	平成27年8月～9月(予定)

8. その他の注記

※資産の保有目的の変更

前連結会計年度において、固定資産として計上されていた「建設仮勘定」145,200千円のうち、142,450千円につきましては、保有目的の変更により当連結会計年度において、流動資産の「仕掛販売用太陽光設備」に振替えております。

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流動資産	381,471	流動負債	81,065
現金及び預金	108,282	未払金	26,348
前払費用	385	未払費用	959
関係会社仮払金	272,430	未払法人税等	2,116
その他	373	預り金	7,869
固定資産	1,067,854	関係会社預り金	43,200
有形固定資産	2,877	その他	571
建物	2,174	固定負債	50,626
工具、器具及び備品	702	長期預り保証金	19,090
投資その他の資産	1,064,976	退職給付引当金	1,287
関係会社株式	1,060,800	完成工事補償引当金	30,249
長期貸付金	2,026	負債合計	131,692
破産更生債権等	4,969,577	<b>純 資 産 の 部</b>	
差入保証金	662	株主資本	1,315,780
その他	1,500	資本金	7,970,630
貸倒引当金	△4,969,589	資本剰余金	670,393
資産合計	1,449,326	資本準備金	670,393
		利益剰余金	△7,319,710
		その他利益剰余金	△7,319,710
		繰越利益剰余金	△7,319,710
		自己株式	△5,532
		新株予約権	1,853
		純資産合計	1,317,633
		負債純資産合計	1,449,326

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		—
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		—
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		172,627
営 業 損 失		172,627
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
貸 付 金 利 息	53	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1	
雑 収 入	15	71
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	239	
雑 損 失	279	519
経 常 損 失		173,074
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	296	296
税 引 前 当 期 純 損 失		173,370
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,210	1,210
当 期 純 損 失		174,580

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計 合		
当 期 首 残 高	7,970,630	670,393	670,393	△7,145,129	△7,145,129	△5,476	1,490,417
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失				△174,580	△174,580		△174,580
自己株式の取得						△55	△55
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	△174,580	△174,580	△55	△174,636
当 期 末 残 高	7,970,630	670,393	670,393	△7,319,710	△7,319,710	△5,532	1,315,780

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	—	1,490,417
当 期 変 動 額		
当 期 純 損 失		△174,580
自己株式の取得		△55
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,853	1,853
当期変動額合計	1,853	△172,783
当 期 末 残 高	1,853	1,317,633

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度まで継続的に営業損失を計上しており、当事業年度におきましても172,627千円の営業損失を計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローにつきましてもマイナスの状況が継続しております。これら継続する営業損失、営業キャッシュ・フローのマイナスの状況を改善すべく、当社は、当社グループの営業力の強化、社会的信頼の回復に取り組んでおりますが、当事業年度においてはこれらマイナスの状況を改善するまでには至ることができませんでした。

従いまして、当該状況が改善されない限り、当社が事業活動を継続するために必要な資金の調達に困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

計算書類提出会社である当社は、当該状況を解消、改善すべく、以下のとおり対応してまいります。

当社は、当社グループ全体で建設事業としての環境ビジネスを推進し、太陽光事業及び関連する不動産事業では、「自宅、自社での発電利用を目的とした10kW未満の発電規模を有する一般家庭・事業者向け」、「モジュールを設置し、電力会社等に電力を販売することを目的とした50kW以上の発電規模を有する小規模発電施設事業者向け」を推進するために他社との業務関係を築き、提携を積極的に行い、かつ事業規模の拡大に取組み、太陽光発電事業の安定供給化を図ります。

当社は、太陽光発電事業を推進していくことが他セグメントへのシナジー効果、企業価値の増大に最終的には寄与するものと判断していますが、リフォーム・メンテナンス事業においては、当社グループの顧客総数を生かした巡回営業、他社との業務提携を生かしたアフターサービス展開を図り、給排水管工事業においても、定期的に排水管診断、衛生診断等を行う診断収入の安定化を図り、大規模工事や一時的な小規模工事についても過去の工事実績を生かした営業展開を図っていくことで、財務体質の脆弱性の解消を目指します。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法  
・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 8年～10年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～8年  |
- ② リース資産  
該当事項はありません。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額の100%を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金  
完成工事にかかる瑕疵補償に備えるため、過去の実績を基礎に発生見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- |           |   |
|-----------|---|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。 |
| 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。  |

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

建物	14,845千円
工具、器具及び備品	8,287千円
計	23,132千円

(2) 関係会社に対する区分掲記していない金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 長期金銭債権	4,864,304千円
② 短期金銭債務	723千円

(3) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務の総額

① 金銭債権	167千円
② 金銭債務	2,101千円

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引の取引高	19,231千円
----------	----------

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,876株	1,045株	一株	7,921株

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,607,262千円
繰越欠損金	629,027千円
資産評価損	440,439千円
その他	42,675千円
小計	2,719,403千円
評価性引当額	△2,719,403千円
合計	一千円

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。なお、これらの税率変更による影響はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	クレストスタイル株式会社	所有 直接 100.0%	事業協力	事業協力金の受入	—	関係会社 預り金	43,200
				事業協力金の支出	—		
子会社	クレストファシリティマネジメント株式会社	所有 間接 (注) 3 100.0%	事業協力	事業協力金の受入	4,636	関係会社 仮払金	29,097
				事業協力金の支出	199		
子会社	クレスト株式会社	所有 直接 100.0%	事業協力	事業協力金の受入	29,077	関係会社 仮払金	243,332
				事業協力金の支出	27,631		
				賃借料の支払	19,066	—	—
子会社	クレストホーム株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 1,2	294	破産更生 債権等	771,466
子会社	MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 1,2	2	破産更生 債権等	3,819,777
子会社	株式会社サニード	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 1,2	—	破産更生 債権等	273,061

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社への資金の貸付については利息を計上しておりません。  
 2. 子会社の破産更生債権等には、貸倒引当金を100%見積り計上しております。なお、当事業年度においては296千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。  
 3. クレストファシリティマネジメント(株)は、クレスト(株)を通じての間接所有であります。  
 4. 事業協力金は、業務内容を勘案して、両者協議のうえで決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 35円51銭  
 (2) 1株当たり当期純損失 4円71銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 第三者割当による第23回新株予約権の募集発行に関する件

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、当社グループの事業再構築に向けた資金の調達を目的として、第三者割当の方法による第23回新株予約権の発行に係る募集を行うことについて決議しております。

#### ・募集の概要

(1)	割当日	平成27年6月29日
(2)	新株予約権の総数	568,500個 (1個当たりの目的株式数100株)
(3)	発行価格	総額41,955,300円 (新株予約権1個当たり73.8円)
(4)	当該発行による潜在株式数	56,850,000株
(5)	資金調達の額	2,372,805,300円 (内訳) 新株予約権発行分 41,955,300円 新株予約権行使分 2,330,850,000円
(6)	行使価格	41円
(7)	募集方法	第三者割当
(8)	割当予定先	EVO FUND
(9)	割当個数	568,500個
(10)	行使期間	平成27年6月29日から平成29年6月28日
(11)	資金使途	(注)
(12)	その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、及び平成27年6月26日開催予定の当社定時株主総会において承認されることを条件とします

(注) 新規事業を構築するための、オートモービル関連事業会社「有限会社ロンドベルコーポレーション」及び債権回収会社「栄光債権回収株式会社」の発行済株式総数の100.0%に当たる株式を取得し、子会社化するための資金であります。

(2) 有限会社 Rondel Corporation 及び栄光債権回収株式会社の株式取得 (子会社化) の基本合意書締結に関する件

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、有限会社 Rondel Corporation 及び栄光債権回収株式会社の発行済株式総数の100.0%に当たる株式を取得し、子会社化するための基本合意書を締結することを決議しております。なお、平成27年6月26日開催予定の当社定時株主総会で「第三者割当による第23回新株予約権の募集発行」に関する承認を前提としております。

①有限会社 Rondel Corporation

現在、ハイブリッド車が世界規模で普及しており、従来の車と比べハイブリッド車のエンジンにかかる負荷が増大していることから、エンジンオイルに対する評価が見直されている中、エンジンオイルメーカーとして、国内大手カー用品販売店との商流を既に構築している Rondel を当社の子会社とし、当社資金を背景とすることで、国内における販売規模の拡大とともに、海外展開についても、当社グループがこれまでの不動産や太陽光事業で培った韓国・中国企業等とのネットワークや経験を活用し、海外展開の促進や販売規模の拡大を促進していきたいと考えております。

また、Rondel において資金、人材力不足のため、国内ネットワークがあるものの取り組みなかった、エンジンオイル以外のオートモビル関連商品の販売事業につきましても、当社子会社化によって構築してまいります。

・取得する子会社の概要

(1) 名称	有限会社 Rondel Corporation			
(2) 所在地	愛知県一宮市木曾川町黒田字野畔79番地の1			
(3) 代表者の役職・氏名	取締役 茂 貴恒			
(4) 事業内容	オートモビル関連商品の開発・製造・販売			
(5) 資本金	300万円			
(6) 設立年月日	平成14年10月			
(7) 大株主および特株比率 (平成27年5月26日現在)	茂 貴恒 100.00%			
(8) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態				
	決算期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期
純資産		△24百万円	△39百万円	△60百万円
総資産		73百万円	73百万円	50百万円
1株当たり純資産		△405,705円	△648,653円	△1,007,318円
売上高		23百万円	58百万円	22百万円
営業利益		1百万円	△1百万円	△9百万円
経常利益		△12百万円	△14百万円	△21百万円
当期純利益		△12百万円	△15百万円	△22百万円
1株当たり当期純利益		△194,803円	△242,948円	△358,666円
1株当たり配当金		—円	—円	—円

・株式取得の相手先の概要

(1)氏名	茂 貴恒
(2)住所	愛知県一宮市
(3)上場会社と当該個人の関係	該当事項はありません。

・取得株式数、取得価額および取得前後の所有株式の状況

(1)異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (所有割合：0.0%)
(2)取得株式数	60株 (議決権の数：60個) (所有割合：100.0%)
(3)取得価額	諸費用を含め約455百万円を予定
(4)異動後の所有株式数	60株 (議決権の数：60個) (所有割合：100.0%)

・日程

(1)取締役会決議	平成27年5月26日
(2)基本合意書締結	平成27年5月26日
(3)株式譲渡契約締結	平成27年8月～9月(予定)
(4)株式譲渡日	平成27年8月～9月(予定)

②栄光債権回収株式会社

サービサー（債権回収会社）は、バブル経済の崩壊以降、不良債権の効率的な処理が求められたことから、弁護士法の特例として法整備され、特定金融債権の管理や回収を行うことができる会社です。現在でも、債権の流動化や事業・企業再生に寄与しており、日本経済の金融システムの一環としての地位を確立しております。

「債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）」は、サービサー（債権回収会社）が取り扱える金銭債権を限定列挙しているため、債権仕入の競争による購入価格が高止まりしていますが、回収見込みに見合った債権の買取価格を設定しています。一方で、中小企業などの経営状況が上向き、中小企業の返済余力が増してきていることなど、回収面に明るい傾向が見られている中、栄光債権回収を当社の子会社とし、当社資金を背景とすることで、回転率の進捗に連動した新規の買取債権の取得に弾力的な体制を構築し、取引金融機関数を増やすことなどにより将来の仕入れ増加にも備えたいと考えております。

今後の展望として、サービサー法の改正が自民党の政権公約どおりに実施されることによりサービサーが取り扱える金銭債権の種類が増え業務範囲が拡大すれば、サービサー市場の拡大につながる可能性を見込んでいます。当社では、既存の不動産・投資事業や投資案件としての太陽光事業での取り組みの経験を活かしながら、不動産担保付債権や延滞ローンの回収など、担保不動産の価値を最適化し、状況によっては担保不動産を取得再生し、市場ニーズをもとにバリューアップし販売する手法も検討しています。



・取得する子会社の概要

(1)名称	栄光債権回収株式会社			
(2)所在地	神奈川県横浜市西区浜松町2番5号			
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 片岡 剛			
(4)事業内容	サービサー法に基づく債権管理回収業			
(5)資本金	5億円			
(6)設立年月日	平成12年1月			
(7)大株主および持株比率 (平成27年5月26日現在)	片岡 剛 100.00%			
(8)上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
(9)当該会社の最近3年間の経営成績および財政状態				
	決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
純資産		△256百万円	△256百万円	△245百万円
総資産		221百万円	289百万円	223百万円
1株当り純資産		△12,839円	△12,829円	△12,257円
売上高		220百万円	192百万円	658百万円
営業利益		△1百万円	4百万円	6百万円
経常利益		31百万円	0百万円	11百万円
当期純利益		26百万円	3百万円	11百万円
1株当り当期純利益		1,316円	164円	571円
1株当り配当金		—円	—円	—円

・株式取得の相手先の概要

(1)氏名	片岡 剛
(2)住所	東京都世田谷区
(3)上場会社と当該個人の関係	該当事項はありません。

・取得株式数、取得価額および取得前後の所有株式の状況

(1)異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (所有割合：0.0%)
(2)取得株式数	20,000株 (議決権の数：20,000個) (所有割合：100.0%)
(3)取得価額	諸費用を含め約605百万円を予定
(4)異動後の所有株式数	20,000株 (議決権の数：20,000個) (所有割合：100.0%)

・日程

(1)取締役会決議	平成27年5月26日
(2)基本合意書締結	平成27年5月26日
(3)株式譲渡契約締結	平成27年8月～9月(予定)
(4)株式譲渡日	平成27年8月～9月(予定)

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月29日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員 公認会計士 上野 宜春 (印)  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 伸元 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クレアホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当連結会計年度においても188,896千円の営業損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローについてもマイナスの状況が継続している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の募集を行うことにつき承認を求める議案を平成27年6月26日開催予定の第51回定時株主総会に付議することを決議した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第51回定時株主総会における上記2の議案の承認を前提として、有限会社ロンドベルコーポレーション及び栄光債権回収株式会社を子会社化することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月29日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

東京中央監査法人

代表社員 公認会計士 上野 宜春 (印)  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森 伸元 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クレアホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度まで継続的に営業損失を計上しており、当事業年度においても172,627千円の営業損失を計上している。また、営業キャッシュ・フローについてもマイナスの状況が継続している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の募集を行うことにつき承認を求める議案を平成27年6月26日開催予定の第51回定時株主総会に付議することを決議した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第51回定時株主総会における上記2の議案の承認を前提として、有限会社ロンドベルコーポレーション及び栄光債権回収株式会社を子会社化することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東京中央監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東京中央監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月29日

クレアホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 川 端 英 文 ㊟  
(社外監査役)

社外監査役 笹 本 秀 文 ㊟

監査役 杉 浦 亮 次 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の当社事業の拡大を図るための資本政策等に備え、現行定款第5条に定める発行可能株式総数を変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条第2項及び第42条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第31条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 65,538,636株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>148,249,424株</u> とする。
(取締役の責任免除) 第31条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(監査役 of 責任免除) 第42条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(監査役 of 責任免除) 第42条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>



## 第2号議案 第三者割当による第23回新株予約権の募集発行に関する件

当社が平成27年5月26日開催の取締役会において、当社グループの事業再構築に向けた資金の調達を目的として、第三者割当の方法による第23回新株予約権の発行に係る募集を行うことについて決議したため、その承認をお願いするものであります。

### ・募集の概要

1. 新株予約権の名称	クレアホールディングス株式会社第23回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額	金41,955,300円
3. 申込期日	平成27年6月29日
4. 割当日及び払込期日	平成27年6月29日
5. 募集の方法及び割当先	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法	※1
7. 本新株予約権の総数	568,500個
8. 各本新株予約権の払込金額	本新株予約権1個につき金73.8円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	※2
10. 行使価額の調整	※3
11. 本新株予約権の行使期間	平成27年6月29日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成29年6月28日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由	※4
14. 新株予約権の譲渡制限	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	※5
17. 新株予約権の行使請求の方法	※6
18. 行使請求受付場所	クレアホールディングス株式会社 本社管理部
19. 払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜西口支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い	※7
21. その他	※8

※1「本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法」

(1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は56,850,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

※2「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金41円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

※3「行使価額の調整」

(1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{[\text{調整前行使価格} - \text{調整後行使価格}] \times \text{調整前行使価格により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価格}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。  
③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。  
③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

※4「本新株予約権の取得事由」

- (1)当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して本新株予約権の行使価額の200%を超過した場合に当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2)本新株予約権の新株予約権者は、前号の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。

※5「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

※6「新株予約権の行使請求の方法」

- (1)本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2)本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

※7 「当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い」

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 新株予約権を行使することのできる期間  
第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第16項に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件  
第12項及び第13項に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

※8 「その他」

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生、及び平成27年6月26日開催予定の当社定時株主総会において承認されることを条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	黒田 高史 (昭和52年3月19日)	平成11年4月 株式会社イーデザイン設計事務所入社 平成15年4月 桂井デザイン設計事務所入社 平成21年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成21年7月 クレア株式会社 代表取締役	一株
2	松井 浩文 (昭和41年9月20日)	昭和59年4月 昭和電機産業株式会社入社 平成5年4月 日本マリブシステム株式会社入社 平成16年7月 株式会社フィールド入社 平成17年5月 株式会社クリップアウトバーンズ 社外取締役 平成18年10月 株式会社クリップアウトバーンズ 代表取締役（現任） 平成21年6月 当社取締役（現任） 平成21年9月 株式会社NESTAGE 社外取締役 平成22年7月 クレア株式会社 代表取締役（現任） 平成23年6月 クレアファンリテイナメント株式会社 代表取締役（現任）	一株
3	岩崎 智彦 (昭和47年12月18日)	平成10年9月 長野興産株式会社入社 平成14年5月 ベンチャー・リンク株式会社入社 平成16年2月 株式会社ドリームバンク入社 平成21年1月 株式会社危機管理研究所入社 平成21年6月 当社取締役（現任） 平成21年9月 株式会社NESTAGE 社外取締役	一株
4	海東 時男 (昭和20年6月23日)	昭和43年4月 公認会計士岩本勲事務所入所 昭和48年10月 監査法人栄光会計事務所 (現：新日本有限責任監査法人) 入所 昭和53年7月 海東会計事務所入所 昭和58年2月 海東時男税理士事務所主宰（現任） 平成15年12月 登亭本社株式会社監査役（現任） 平成21年9月 株式会社NESTAGE 社外取締役 平成22年6月 当社取締役（現任）  (重要な兼職の状況) 海東時男税理士事務所主宰 登亭本社株監査役	一株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 海東時男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 海東時男氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有し、会計及び税務に関する相当程度の経験と知見を有しているため経営の監視を遂行するには適任であり、引き続き当社の経営体制の強化につながると判断しております。なお、当社は、海東時男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。
4. 海東時男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第31条において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定できる旨を定めております。社外取締役候補者である海東時男氏につきましては当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、契約の概要は以下のとおりであります。
  - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害を賠償する責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限る。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役川端英文氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かわばた ひでふみ 川端 英文 (昭和24年6月12日)	昭和47年4月 多湖道直税務会計事務所入所 昭和53年8月 川端税務会計事務所 所長(現任) 平成18年7月 レモン株式会社監査役(現任) 平成22年6月 当社監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川端英文氏は、社外監査役候補者であります。
3. 川端英文氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有し、会計及び税務に関する相当程度の経験と知見を有しているため経営の監視を遂行するには適任であり、引き続き当社の経営体制の強化につながると判断しております。
4. 川端英文氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第42条において、社外監査役との間で損害賠償責任を限定できる旨を定めております。社外監査役候補者である川端英文氏につきましては当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、契約の概要は以下のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害を賠償する責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限る。

以 上

## 株主総会 会場ご案内図

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 霞が関ビル35階  
 東海大学校友会館「富士の間」  
 電話 (03) 3581-0121 (代表)



最寄駅	地下鉄	銀座線	虎ノ門駅[11]出口より徒歩3分	.....a
		丸ノ内線	霞ヶ関駅[A13]出口より徒歩5分	.....b
		日比谷線	霞ヶ関駅[A13]出口より徒歩5分	.....b
		千代田線	霞ヶ関駅[A13]出口より徒歩5分	.....b